

4 医安第 4 5 9 号
令和 4 年 5 月 2 6 日

関係団体の長様

愛知県保健医療局長
(公 印 省 略)

「厳重警戒」での感染防止対策について（通知）

本県では、3月22日から「厳重警戒」での感染防止対策を呼び掛けてまいりましたが、国の「基本的対処方針」が変更されたことを受け、『「厳重警戒」での感染防止対策』を一部変更することといたしました。

つきましては、貴団体員への周知に御配慮いただくとともに、引き続き、感染防止対策に御協力をよろしくお願い申し上げます。

<添付文書>

別紙1 「厳重警戒」での感染防止対策の主な追加・変更

別紙2 「厳重警戒」での感染防止対策 本文

<県WEBページ掲載箇所>

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

担 当 生活衛生部医薬安全課

薬事グループ

毒劇物・麻薬・血液グループ

監視グループ

生産グループ

電 話 052-954-6303 (ダイヤル)

052-954-6305 (ダイヤル)

052-954-6344 (ダイヤル)

052-954-6304 (ダイヤル)

電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp